

平成29年度  
森林総合監理士等技術者活動支援事業  
報告書

平成30年2月

一般社団法人 全国林業改良普及協会

# 目 次

事業のあらまし	1
I. 事業の目的	2
II. 事業の概要	2
1. 森林総合監理士の継続教育のあり方の検討について	2
2. 継続教育の一環として森林総合監理士実践研修の実施	2
3. 継続教育の一環として情報共有の体制の構築	2
III. 事業の年間スケジュール	2
森林総合監理士の継続教育のあり方の検討	5
I. 森林総合監理士の現状	6
1. 森林総合監理士の現状についての整理	6
(1) 育成研修の推移と実績	6
(2) 研修修了者数の概況	10
(3) 准フォレスター研修および技術者育成研修の特徴	12
2. 制度検討の経緯、活動状況	12
(1) 試行フォレスターの活動状況	12
(2) 准フォレスターの活動状況	13
(3) 森林総合監理士活動状況	14
3. 資格制度、登録の実績	15
(1) 森林総合監理士認定制度検討の推移	15
(2) 受験資格	15
(3) 登録の実績(所属別、年度別、地域別)	16
4. 都道府県、国有林、市町村等での位置づけ、活動内容	17
(1) 都道府県、国有林、市町村等での位置づけ、活動内容	17
(2) 国有林フォレスター等による民有林支援活動	17
II. 必要とされる技術・スキルの整理	19
整理の方針	19
(1) 技術・スキルに対する地域ニーズの整理	19
(2) 必要とされる技術・スキル① 森林・林業、木材利用分野の技術・スキル	21
(3) 必要とされる技術・スキル② 指導・支援手法に関する技術・スキル	21
III. 森林総合監理士の継続教育を効果的に行う手法の整理	52
1. 継続教育手法整理に当たっての考え方、方針ー地域ニーズに応える	52
2. 継続教育の実施方法モデル案の検討	52
(1) 継続教育検討のポイント	52
(2) 継続教育での学習方法モデル案	53
(3) 関係機関等への認知活動、連携・協力体制づくりについての検討	58
3. 継続教育モデルカリキュラムの検討	59
(1) モデルカリキュラム検討のポイント	59
(2) モデルカリキュラム項目案	60
4. 森林総合監理士 継続教育活動の活発化手法の検討	63
(1) 継続教育活動拠点(森林総合監理士協議会等)での活発化	63
(2) 森林総合監理士サイト活用による活発化	63
(3) 外部からの継続教育活動活発化の働きかけ	64

IV. 森林総合監理士 継続教育の実施方法案骨子	65
実施方法案骨子1 継続教育に関する基本方針	65
実施方法案骨子2 ー森林総合監理士継続教育の実施方法モデル案	67
(1) 実施方法モデルの概要	67
(2) 森林総合監理士継続教育の対象者	67
実施方法案骨子3 ー学習方法についての詳細記載事項案	68
(1) 学習計画の作成	68
(2) 事務局機能の検討	69
(3) カリキュラム作成と学習方法設定、及び解説	69
(4) 学習方法設定の工夫例	69
(5) 単位取得のモデルケースの例示	72
(6) 森林総合監理士サイトを活用した学習活動の検討	75
継続教育の一環として森林総合監理士実践研修の実施	77
I. 研修の実施概要	78
1. 運営体制	78
2. 実践研修の実施概要	78
II. 各ブロックの研修実施状況	97
1. 北海道ブロック	98
2. 東北ブロック	103
3. 関東ブロック	108
4. 中部ブロック	113
5. 近畿中国ブロック	118
6. 四国ブロック	123
7. 九州ブロック	128
III. 主な意見と課題の整理及び総括	133
1. 外部講師の主な意見	133
2. アンケート結果の概要(ブロック別)	136
3. アンケート結果の概要(全体)	143
4. 運営改善報告書の概要	145
5. 実践研修の課題の整理	147
6. 総括	149
継続教育の一環として情報共有の体制の構築	151
I. 地域活動支援の実施概要・実施状況	152
1. 情報共有の実施概要・実施状況	152
II. 総括	156
ホームページを活用した情報共有	157
I. サイトの開設状況	158
1. 森林総合監理士等技術者活動支援事業ポータルサイト	158
2. 実践研修受講生向けサイト	159
3. 森林総合監理士PRサイト『森林総合監理士がお役に立ってます』	161
4. 森林総合監理士ネットワークサイト	163

参考資料	167
1-1 平成29年度実践研修講師リスト(外部講師、林野庁講師)	168
1-2 平成29年度実践研修修了者名簿	173
1-3 実践研修事前課題レポートの様式例	176
1-4 実践研修ふりかえりシートの様式例	177
1-5 実践研修アンケート調査票	179
1-6 実践研修タイムスケジュールの事例	180
2-1 安全管理マニュアル	183
2-2 本事業で使用している研修関係用語の説明	194
3-3 統括事務局一覧	196



# 事業のあらまし

# 事業のあらまし

## I. 事業の目的

市町村森林整備計画の策定等市町村への指導・助言の役割を担うべき森林総合監理士等による支援を適切に進めるため、森林法等の改正に対応した地域活動を支援するとともに、森林総合監理士等技術者の技術的水準の維持向上を図るための支援を一体的かつ集中的に推進する。

## II. 事業の概要

森林総合監理士等による、森林法等の一部改正を踏まえた先進的な地域活動を支援し、その成果の見える化や全国に普及させるためのネットワークの構築を図ることとし、さらに大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育のあり方の検討及びその実践、そしてそれらの実施結果を踏まえてカリキュラム等を改善するための課題の整理等を行った。

### 1. 森林総合監理士の継続教育のあり方の検討

森林総合監理士の現状、求められるもの、どんな継続学習が必要か、どれくらいの継続教育が必要か、継続教育の実施における課題等の整理と、継続教育の実施主体、大学・林業大学校との連携のあり方、継続教育の内容、継続教育の実施方法、継続教育の周知方法、継続教育の受講方法、継続教育受講の認定方法、継続教育受講のメリットの可視化の方法、これら継続教育に対するシステム化の方法等の整理を行った。

### 2. 継続教育の一環として森林総合監理士実践研修の実施

主に森林総合監理士等の継続教育を目的として、林野庁が企画した地域ごとのテーマに沿ったカリキュラム、日程等に基づき、全国7ブロックにおいて実践研修の運営を補助し、実施結果を踏まえたテーマの設定、運営方法等の改善点及び課題の整理を行った。

課題については、受講生アンケートを実施するとともに、外部講師の助言、運営補助者の運営改善報告等から抽出して整理した。

### 3. 継続教育の一環として情報共有の体制の構築

森林総合監理士のネットワークの構築を図るため、先進的な事例の発信と情報共有、ネットワークの呼びかけを2ブロックで開催した。

森林総合監理士を広く一般にPRするための一般向けのサイトと、森林総合監理士相互の情報共有のためのホームページの作成と運営を行った。

## III. 事業の年間スケジュール

次頁図のとおりである。

# Ⅲ. 事業の年間スケジュール

月	5月					6月					7月					8月					9月					10月					11月					12月		1月		2月	
	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週					
事業の内容	5/29 ~2	5~9	12~16	19~23	26~30	3~7	10~14	17~21	24~28		7/31~4	7~11	14~18	21~25	28~9/1	4~8	11~15	18~22	25~29		9~13	16~20	23~27	30~11/3	6~10	13~17	20~24	27~12/1													
祝日			祝:17					祝:11								祝:18		祝:9			祝:11/3				祝:23							祝:11/20									
継続教育のあり方の検討																																									
実践研修																																									
研修																																									
情報共有の体制構築																																									

**実践研修の実施に係る担当者会議**

5/26

**研修準備期間**

7/11 森林総合監理士等技術者活動支援事業ポータルサイトオープン

8/14 受講生サイトオープン

実践研修外部講師へ意見照会

9/8 森林総合監理士PRサイトオープン

9/22 森林総合監理士ネットワークサイトオープン

9/15 地域活動支援中四国(広島県)

10/27 地域活動支援九州(長崎県)





## 森林総合監理士の継続教育のあり方の検討

# 森林総合監理士の継続教育のあり方の検討

## I. 森林総合監理士の現状

### 1. 森林総合監理士の現状についての整理

#### (1) 育成研修の推移と実績

森林総合監理士の育成については、准フォレスター研修(平成 23 ～ 25 年度)、技術者育成研修(平成 26 ～ 28 年度)、実践研修(平成 26 ～ 29 年度)、平成 29 年度森林総合監理士育成研修(前期研修 3 回、後期研修 4 回)が開催された。これらの研修はいずれも国が実施する研修である。

それぞれの研修のべ修了者数について、下記に示す。

実施年度	名 称	修了者数(人)
	准フォレスター研修	H23-25 1,409
	技術者育成研修	H26-28 567
	実践研修	H26-29 600
	森林総合監理士育成研修	H29
	前期研修	111
	後期研修	108

※森林総合監理士育成研修修了者数は、前期研修 1～3 の合計、後期研修 1～4 の合計数をそれぞれ記載した。

図表 I - 1 森林総合監理士育成のための研修(H23～28年度) 研修修了者数

(資料：林業人材育成支援普及センター・株式会社エス.ピー.ファーム「平成 23 年度日本型フォレスター育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 24 年度准フォレスター等育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 25 年度准フォレスター等育成研修改良調査事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 26 年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 27 年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 28 年度森林総合監理士等育成対策事業」報告書、林野庁森林技術総合研修所)

#### ① 准フォレスター研修

准フォレスター研修は平成 23 ～ 25 年度にかけて実施された。平成 23 年度は、一般社団法人 林業人材育成支援普及センターと株式会社エス.ピー.ファームが実施主体であり、平成 24 年度以降は一般社団法人 林業人材育成支援普及センターが実施主体となった。

本研修の目的は 3 カ年を通じて、「利用期を迎えた人工林資源を活用した持続的な森林経営を全国各地で進めるため、そのベースとなる各地域における長期的視点に立った森林づくりのマスタープランを作成し、その実行に向け指導し得る技術者(フォレスター等)の育成を図ること」とされていた。

本研修の対象者は都道府県職員、森林管理局署職員、市町村職員であった。

准フォレスター研修は延べ2週間程度の集合研修で、補完的な研修カリキュラムとして「通信研修」、「集合研修」も同時に開催された。

通信研修では、地域の木材産業の実態を調査する課題(製材・合板工場等調査)が設定され、受講生が担当する市町村において生産された木材の出口(安定供給先)や、川上の安定供給体制を考えるなど地域の将来ビジョンを構築するために必要な知見を習得し、その後准フォレスターとしての活動の動機付けとすることを目的として実施された。

集合研修では、市町村森林整備計画の作成支援等准フォレスターの活動を行った際の活動状況や直面した課題を共有し、その解決策をワークショップ等を通じて討論共有することで課題解決能力の向上を目指すことを目的として実施された。

「准フォレスター研修」、「通信研修」、「集合研修」ののべ研修修了者数と所属別内訳は次のとおりである。

(資料：林業人材育成支援普及センター・株式会社エス.ピー.ファーム「平成23年度日本型フォレスター育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成24年度准フォレスター等育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成25年度准フォレスター等育成研修改良調査事業」報告書)

名 称	修了者数(人)	うち都道府県	うち国有林	うち市町村
准フォレスター研修	1,409	1,197(85%)	183(13%)	29(2%)
通信研修	1,414	1,201(85%)	184(13%)	29(2%)
集合研修	367	314(85.5%)	52(14.2%)	1(0.3%)

図表 I - 2 森林総合監理士育成のための研修(H23～28年度)研修修了者所属別内訳

## ②技術者育成研修

技術者育成研修は平成26年度～平成28年度にかけて実施された。実施主体は3カ年を通じて、一般社団法人 林業人材育成支援普及センターである。

技術者育成研修の修了者数は次のとおりである。

のべ修了者数	567人
うち都道府県	360人(63%)
うち国有林	145人(26%)
うち市町村・民間	17人(3%)
うち国立研究開発法人	28人(5%)

図表 I - 3 技術者育成研修(H26～28年度)研修修了者所属別内訳

研修の実施体制や主な研修内容は准フォレスター研修と同様であるが、本研修では対象者が「森林総合監理士(フォレスター)候補となる若手技術者」と明示され、地域において森林総合監理士活動を実践する者を育成することが主たる目的となった。

また平成27年度からは積極的に民間技術者の参加に門戸を開いたほか、(研)森林整備センター職員も研修へ参加するようになった。これは、森林総合監理士資格が民間技術者の登録を受け入れることに対応したものである。

受講アンケートからは、対象者を主に若手としたこと、また民間技術者にも対象者の門戸を開いたことにより、研修受講生の多様度が高まり、相互に意識啓発が行われたことが窺える。一方で、研修運営の難易度が高まったともいえ、平成 28 年度の事業報告書では「受講生の属性、経歴・知識にバラつきが出てきたことにより、研修内容やカリキュラム、受講対象者のレベル設定の検討が必要である。」と述べられている。

准フォレスター研修では4泊5日×2回を各ブロックで開催していたが、技術者育成研修は中央研修とブロック研修により構成され、双方ともに3泊4日の集合研修として行われた。

(資料：林業人材育成支援普及センター「平成 26 年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 27 年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 28 年度森林総合監理士等育成対策事業」報告書)

### ③実践研修

実践研修は技術者育成研修と同時に行われた研修カリキュラムであり、地域において森林総合監理士活動を実践していく上で必要な知識・技術をレベルアップすることを目的として、地域特性等を踏まえた課題等をテーマに設定し、現地検討方式で実施された研修である。

技術者育成研修との違いは、プロセスマネージャーを配置していないこと、研修の企画運営を主に森林管理局が担当したことにある。これにより、地域の実情に沿った研修が企画され実践された。

実践研修の研修修了者数は次のとおりである。

のべ修了者数	600人
うち都道府県	404人 (67.3%)
うち国有林	181人 (30.2%)
うち市町村	4人 ( 0.7%)
うち民間	11人 ( 1.8%)

図表 I - 4 実践研修 (H26 ~ 29 年度) 研修修了者所属別内訳

各ブロックの3カ年のテーマは次のとおりである。作業システム、路網、低コスト化などのテーマが多く見受けられる。また、シカ害、木質バイオマス発電などのキーワードが見られる。

(資料：林業人材育成支援普及センター「平成26年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成27年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成28年度森林総合監理士等育成対策事業」報告書)

北海道	H26	路網と作業システムの改善と低コスト森林施業について
	H27	木材安定供給に向けた効率的な施業と路網整備の実践(列状間伐の検討)
	H28	地域特性に応じた施業の低コスト化に向けた伐採・搬出・再造林の一貫システムの検討
東北	H26	トータルコスト低減に向けた路網と作業システムの改善
	H27	トータルコスト低減に向けた路網と作業システムの改善
	H28	効率的な森林作業道の配置計画と木材の流通加工
関東	H26	人工林広葉樹林化誘導技術の確立に向けて
	H27	人工林広葉樹林化誘導技術の確立に向けて
	H28	人工林広葉樹林化誘導技術の確立に向けて
中部	H26	急傾斜地における間伐実行方法と有利販売に向けた採材・木材流通
	H27	架線系作業システムによる間伐計画と木材流通
	H28	架線系作業システムによる間伐計画と木材流通
近畿中国	H26	低コスト造林への取り組みに向けた技術者としての在り方(技術者の姿)
	H27	トータルコストの縮減に向けた技術者としての在り方(一貫作業・コンテナ苗・植栽本数・下刈り・獣害対策等)
	H28	トータルコストの縮減に向けた技術者としての在り方(一貫作業・コンテナ苗・植栽本数・下刈り・獣害対策等)
四国	H26	新たな架線系作業システムへの取組みと最新の木材利用・流通
	H27	木質バイオマス発電施設等の稼働に伴う流域における原木増産体制システムの現状と課題
	H28	流域における原木増産体制システムへの取組と再造林に向け深刻化しているシカ被害への一対応策
九州	H26	一貫作業システムと低コスト再造林
	H27	新たな作業システム(架線系)と路網配置について
	H28	伐出から造林に係る作業計画とコストの検討

図表 I - 5 実践研修 (H26 ~ 28 年度) 各ブロック・年度別のテーマ

## (2) 研修修了者数の概況

准フォレスター研修、技術者育成研修、実践研修の研修修了者数の概況は下記のとおりである。

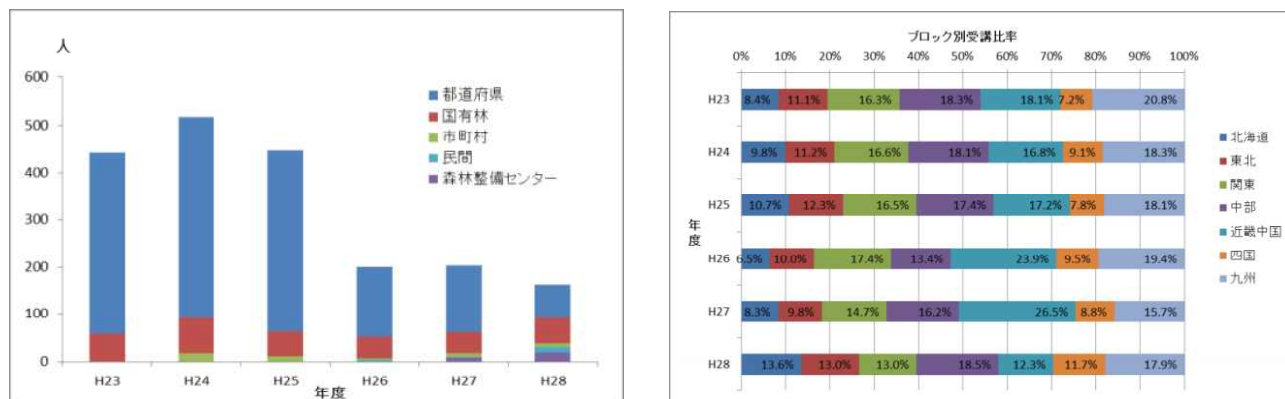
		准フォレスター研修			技術者育成研修			実践		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H26	H27	H28
所属	都道府県	385	427	385	148	142	70	157	124	57
	国有林	58	74	51	46	45	54	49	44	43
	市町村	0	17	12	3	7	7	2	1	0
	民間	—	—	—	4	2	11	—	—	9
	森林整備センター	—	—	—	—	—	8	20	—	—
ブロック	北海道	37	51	48	13	17	22	37	19	19
	東北	49	58	55	20	20	21	23	27	18
	関東	72	86	74	35	30	21	27	21	12
	中部	81	94	78	27	33	30	36	32	14
	近畿中国	80	87	77	48	54	20	16	19	12
	四国	32	47	35	19	18	19	26	20	13
	九州	92	95	81	39	32	29	43	31	21
性別	男	395	475	397	171	178	145	185	150	95
	女	48	43	51	30	26	17	23	19	14
年代	10代	0	0	0	—	—	—	—	—	—
	20代	6	14	15	17	16	12	6	5	10
	30代	98	133	127	59	50	38	46	41	28
	40代	251	273	233	88	97	73	109	80	39
	50代	86	98	73	37	41	39	47	43	32
	60代	2	0	0	—	—	—	—	—	—

図表 I - 6 森林総合監理士育成のための研修（H23～28年度） 研修修了者内訳

（資料：林業人材育成支援普及センター・株式会社エス.ピー.ファーム「平成 23 年度日本型フォレスター育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 24 年度准フォレスター等育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 25 年度准フォレスター等育成研修改良調査事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 26 年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 27 年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成 28 年度森林総合監理士等育成対策事業」報告書）

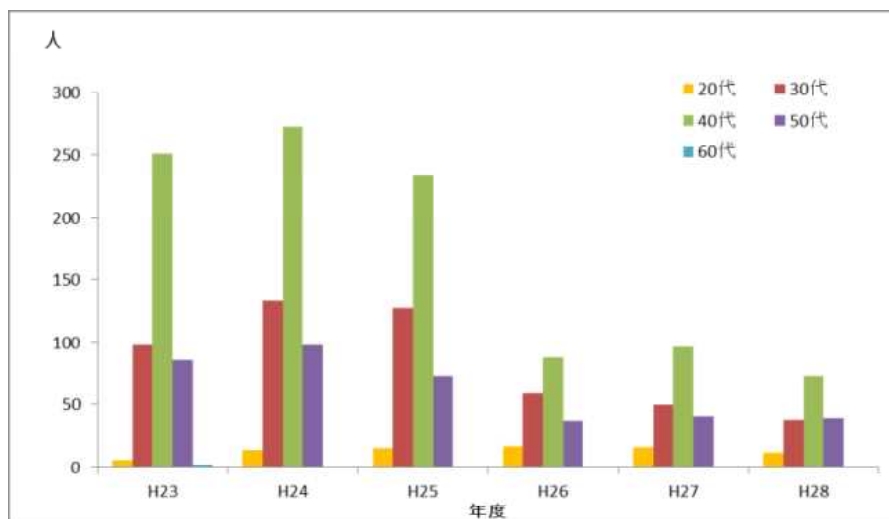
技術者育成研修に移行した平成 26 年度から修了者の総数は准フォレスター研修に比べて半減している。

所属別では都道府県職員が全期間を通じて大半を占めるが、国有林職員の割合は次第に上昇している。一方、全期間を通じて、ブロック別の受講比率についてはあまり違いが見られない。



図表 I - 7 森林総合監理士育成のための研修（H23～28年度）  
所属別受講者数・ブロック別受講割合

年代別の受講者数は、若手育成を主眼とした平成 26 年度以降では 50 代の参加が減少したことや 30 代の参加が増加したことから、受講生の平均年齢としては若返りがはかられたが、年代別受講者数を実数で比較すると、全期間を通じて 40 代が主たる受講生であったことがわかる。



図表 I - 8 森林総合監理士育成のための研修（H23～28年度） 年代別受講者数



### (3) 准フォレスター研修および技術者育成研修の特徴

准フォレスター研修および技術者育成研修はともに、森林管理局に対応した全国7ブロックの区分により開催された。研修の運営に当たっては各ブロックにブロック事務局が置かれ、森林管理局の積極的な関与を得て行われた。また、講師と事務局に加え、プロセスマネージャーを配置することで、効率的な運営が行われた。

技術者育成研修から、研修実施体制が中央研修・ブロック研修というスタイルに変わったことから、運営側に関与する者が増え、各地で研修を開催する土台が形成されたとと言える。

研修テキストおよびカリキュラムは「森林総合監理士（准フォレスター）の育成目標」にしたがって作成され、講師は林野庁（本庁、森林管理局）職員と外部講師（大学教員、研究者、コンサルタント、実務者等の専門家）により構成された。また、研修の円滑な運営及び研修カリキュラム等の改善について助言を得ることを目的として、外部有識者等を委員とする検討委員会が設置された。

プロセスマネージャーの配置、外部専門家の講師や検討委員への積極的な登用は、研修の運営を効率的にするだけでなく、広く森林・林業にかかわる有識者や実務者の関与が准フォレスターの育成に関与する機会となった。これは本研修の特徴のひとつであると言える。

研修手法については、講義（座学）形式に加え、ワークショップや現地での議論といった双方向的な形式が積極的に取り入れられた。

一方、ブロックにより講師や局研修担当官の経験が大きく異なり、PDCAにより改善されていながらも、講義や研修全体のクオリティに対する許容範囲の検証が必要との指摘が、研修運営委員やプロセスマネージャーよりなされており、継続課題となった。

延べ2週間のOFF-JT形式による研修は、国が広く都道府県や市町村の職員をも含めて開催する研修としては画期的なものであった。結果として、受講生同士の交流や受講生と講師、事務局との交流が深まったことは、受講生アンケートの結果からも明らかである。

（資料：林業人材育成支援普及センター・株式会社エス.ピー.ファーム「平成23年度日本型フォレスター育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成24年度准フォレスター等育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成25年度准フォレスター等育成研修改良調査事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成26年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成27年度森林総合監理士育成研修事業」報告書、林業人材育成支援普及センター「平成28年度森林総合監理士等育成対策事業」報告書）

## 2. 制度検討の経緯、活動状況

### (1) 試行フォレスターの活動状況

平成23～24年度に試行フォレスターの活動状況調査（日次記録）がそれぞれ11道府県、7道県にて実施された。これは、林業普及指導員資格試験の試験区分に地域森林総合監理が加えられた平成25年度以前の取組である。

両年とも、フォレスター関連の月間活動時間は90時間程度であり、指導・支援・情報収集の対象者は森林施業プランナー・森林組合が最も多く、次いで市町村であった。

主な実施内容として、市町村森林経営計画の策定支援と森林経営計画の作成支援が目立った。これは、計画制度の変更に伴う一時的な業務量増大の時期と重なったことが主因と推測される。

研修ブロック	H23年度の調査	H24年度の調査
北海道	<u>北海道</u>	北海道
東北	秋田県	
関東	福島県	
	静岡県	<u>静岡県</u>
中部	<u>岐阜県</u>	<u>岐阜県</u>
	愛知県	<u>愛知県</u>
近畿・中国	<u>京都府</u>	
	鳥取県	鳥取県
	広島県	
四国		
九州	<u>熊本県</u>	
		<u>長崎県</u>
	鹿児島県	<u>鹿児島県</u>

※ 静岡県は、中部ブロックへの研修参加者もあり。

※ 下線は、追加でインタビュー調査のあった道府県を示す。

**図表 I - 9 試行フォレスターの活動状況 (H23 ~ 24 年度)**

(資料：自然産業研究所「平成 23 年度フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業」報告書、自然産業研究所「平成 24 年度フォレスター育成調査事業」報告書)

## (2) 准フォレスターの活動状況

准フォレスターの活動状況調査は主にアンケート調査によって平成 23 ~ 24 年度に実施された。

平成 23 年度は県所管部署 (47 件) と研修修了者 (133 名 ; 各県 3 名弱)、平成 24 年度は研修修了者 (391 名 ; 各県 10 名以内) を対象とした。さらに、平成 24 年度は国有林職員 17 名に対してもアンケート調査が実施された。

県所管部署 (H23) 宛のアンケート結果では、活動の成果として市町村担当者や森林施業プランナー等関係者のつながりができたこと、森林計画制度の変更点に関する理解が高まったことが上位を占めた。一方、今後の課題として「市町村担当者の知識や技術力の向上」、「森林施業プランナー (候補者含む) の知識や技術力の向上」が挙げられており、この課題は研修修了者 (個人) 宛の調査結果 (H23 ~ 24) でも同様であった。

研修修了者に向けたアンケート結果では、市町村森林整備計画と森林経営計画に対する支援のため、市町村職員ならびに森林施業プランナー等とのやりとりの頻度が相対的に高いことが明らかとなった。なお、割合としては低位であるが、市町村長、森林所有者、国有林職員、素材生産業者、林研グループ、地域住民一般、合板・集成材工場とのやりとりも確認されており、森林総合監理士の多様な取組の一端が読み取れる。

研修修了者を対象とする保有資格に関するアンケートでは、林業普及指導員を除くと、車両系建設機械運転技能講習 14 % (H24)、林業技士 5% (H23) と限定的な結果となった。フォレスターに求められる能力または今後さらに高めていくべきと考える能力として、両年とも「木材生産（林業機械、作業システム、路網等）」、「木材加工・流通・木材利用」が高く、次いで「地域の森林づくりや林業再生に向けた構想を描く能力」や「合意形成・コミュニケーション能力」が挙げられた。この結果は、准フォレスター研修のカリキュラムと一致する割合が高いと推測されるものの、研修内容に含まれている「造林」、「育林」、「森林保護」、「生物多様性保全」は低位に留まった。

(資料：自然産業研究所「平成 23 年度フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業」報告書、自然産業研究所「平成 24 年度フォレスター育成調査事業」報告書)

### (3) 森林総合監理士活動状況

平成 25 年度に、森林総合監理士の活動状況に関するアンケート調査が実施された。対象者は研修修了者 305 名 (各県 9 名以内)。

調査項目は前年度のものに一部追加されたものとなっており、これまでと同様の傾向となった。

新規項目では、「日本型フォレスター制度等に関する考え方」への解答の中で、自らがフォレスター活動を行うために、「林業の現場」(71.8 %) や「川下の状況」(68.5%) への理解を深める必要があると感じている割合の高いことが明らかとなった。

※ ( ) 内の数字は、5 択のうち「よくあてはまる」の回答割合

今後さらに高めていくべき能力の習得方法については、H24 年度までと同様の傾向を示し、研修の受講、先進地の視察、フォレスターの OJT、自己研鑽の 4 点が上位を占めた。

他方、林野庁 HP では、活動実績報告書一覧として、平成 25 ~ 28 年度にかけて 65 名の活動が公表されている。

(資料：林野庁 HP「森林総合監理士(フォレスター) > 活動実績報告書一覧」)

活動の実績としては、継続的な研修の受講や、県内で実施する森林施業プランナーやオペレータ向けの研修の企画、講師としての参加がある。森林総合監理士の取組の性格上、自身の実績として挙げにくいもの(森林施業プランナーが行う施業集約化の支援など)は記載されていないと推測され、OJT による取組の記載は少ない。

(資料：自然産業研究所「平成 25 年度日本型フォレスター育成・認定事業」報告書)

平成 26 年度には、文部科学省「成長分野等における中核的人材養成などの戦略的推進」事業において、北海道に即した中核的林業技術者養成プログラムの開発を目的として、北海道大学等が道内でアンケート調査を実施した。対象は、道内のフォレスター、森林施業プランナー、市町村、指導林家、木材加工事業体の 5 集団とされた。本アンケートは、各集団に対する期待度等を相互に聞くことで、両者の考え方の差異をとらえる分析がされている点が特徴的である。

調査項目の中で、フォレスターの協力の有無に関する市町村の回答では、48 % が「なし」となった。一方、市町村側がフォレスターに期待する項目では、そのほとんどでフォレスター自身の考え(フォレスターが市町村から期待されていると考えていること)を上回る結果となった。これは、森林・林業専任の市町村職員が半数弱であることに起因すると考えられる。ま

た、コミュニケーション・情報共有の頻度については、フォレスターの自己評価が高い（日常的に情報共有している）のに比べて、市町村側では「情報共有があまりない」という回答が多く、乖離が大きい結果となった。

木材加工事業体とのコミュニケーション・情報共有の頻度に関しては、双方ともに低い結果となり、(2)のアンケートにおける「今後さらに高めていくべきと考える能力」に木材流通・販売が上位にくるのを裏付けることとなった。

（資料：北海道大学大学院農学研究院「平成 26 年度成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業（文部科学省）」報告書）

### 3. 資格制度、登録の実績

#### (1) 森林総合監理士認定制度検討の推移

森林法施行規則第 89 条に規定する林業普及指導員資格試験が、平成 25 年 4 月に改正されたことを受け、従来の試験内容に相当するものを「林業一般」と名称し、地域の森林づくりに係る構想の作成・実現の指導に必要な資質の確認を行うものが「地域森林総合監理区分」として、新規に運用されることとなった。

この背景として、森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月閣議決定）において地域における森林づくりの全体像を示し、その実行を指導できる技術者の育成のために林業普及指導員資格試験を再構築し、このような技術者の認定試験として位置付ける方向で見直すこととされたことや、平成 23 年の森林法の改正により、林業普及指導員の事務として、市町村森林整備計画の作成・達成の協力事務が追加された（同法第 187 条第 2 項第 4 号）が挙げられる。

以上の制度面での動向とは別に、自然産業研究所が受託した林野庁委託事業の委員会で、さまざまな検討がなされている。

平成 24 年度フォレスター育成調査事業における検討委員会では、森林・林業再生プラン人材育成検討委員会の最終とりまとめを受けて、日本型フォレスター制度の構築のために森林・林業等に関する各種資格制度の調査が実施された。

登録制度と合わせて、CPDを制度化することが技術者としての質の担保に不可欠との意見があり、資格の有効期限や更新方法が調査内容の中心となった。調査された資格制度は、林業技士、技術士のほか、他分野では建築士、中小企業診断士、医師、農業普及指導員、ファイナンスプランナー等であった。

諸外国の森林・林業に関する教育・資格制度についても調査され、民間団体運営型（アメリカ、イギリス、ニュージーランド、カナダ）、国家資格型（ドイツ、オーストリア、スイス）、無資格型（スウェーデン、フィンランド）に大別された。

（資料：自然産業研究所「平成 24 年度フォレスター育成調査事業」報告書）

#### (2) 受験資格

林業普及指導員資格試験のうち、「地域森林総合監理区分」の受験資格は一定の職務経験を有することとされ、一連の研修の受講は受験資格の要件とはされていない。

試験は、筆記試験と口述試験で構成され、基礎知識や専門的知識、その他林業普及指導員として必要な能力等を問う内容となっている。

筆記試験の専門分野として、「森林経営」、「施業技術」、「林産」の3分野から選択する方式は、「林業一般区分」と同様である。

学 歴	実務経験	実務経験対象義務
大学院修了者	5年以上	(ア)国、地方公共団体、法人の試験研究機関での試験研究 (イ)高等学校以上の教育機関における林業に関する教育 (ウ)国、地方公共団体、法人格を有する団体（森林組合など）での林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理 ※上記のうち(ウ)の経験が5年以上必要
大学（指定教育機関）卒業生	7年以上	
短大（指定教育機関）卒業生	9年以上	
高等学校卒業生又は高等学校卒業程度認定試験合格者	11年以上	

森林法施行規則第91条に基づく。

#### 図表 I - 10 林業普及指導員資格試験のうち「地域森林総合監理区分」の受験資格

（資料：林野庁 HP「林業普及指導員資格試験情報＞受験案内」）

### (3)登録の実績(所属別、年度別、地域別)

林業普及指導員資格試験のうち、「地域森林総合監理区分」の実績は以下のとおりである。平成 29 年 12 月 6 日時点での合格者数は 1,171 人である。

これまでに実施された准フォレスター研修（H23 ～ 25 年度）および技術者育成研修（H26 ～ 28 年度）の修了者は 1,976 名にのぼる。研修の受講は受験資格ではないこともあり、下表のとおり修了者を上回る受験申請者数があることが確認できる。

都道府県別の調べでは、平成 26 年度末時点における都道府県職員の准フォレスター研修修了者 1,197 名（国有林・民間除く）の「地域森林総合監理区分」合格者は 453 名（38%）であった。都道府県別の人数は 1 名から 47 名まで大きな開きがあり、母数となる林業普及指導員が各県で異なることから当然の結果と言えるものの、合格率に関しても 5 %から 82 %まで各県で顕著な差が見られた。

政策目標である「平成 32 年度末までに 2,000 名以上の森林総合監理士の育成」の達成のためには、研修修了者への森林総合監理士登録と、各都道府県等による候補者の追加育成が図られることが期待される。

森林総合監理士が森林・林業に係る技術支援等を円滑に行うことを目的として、森林総合監理士の登録制度が運用されており、1,169 名（平成 30 年 1 月現在）が林野庁 HP にて公表されている。

年 度	受験申請者数	合格者数
平成25年度	769	264
平成26年度	664	197
平成27年度	654	256
平成28年度	629	265
平成29年度	651	189
累 計	3,367	1,171

図表 I - 1 1 林業普及指導員資格試験のうち「地域森林総合監理区分」の結果

(資料：林野庁 HP「林業普及指導員資格試験情報>受験案内」)

## 4. 都道府県、国有林、市町村等での位置づけ、活動内容

### (1) 都道府県、国有林、市町村等での位置づけ、活動内容

平成 28 年度に一部改正された林業普及指導運営方針では、普及指導活動の効率的・効果的な実施を図るため、林業普及指導事業の統括的立場である林業革新支援専門員は、森林総合監理士から選定することが明記されている。

この中で、森林総合監理士について、地域で継続的に業務を実施することを目的に「市町村や森林施業プランナー、森林管理署等の森林総合監理士等との連携が図られるよう、出先事務所を拠点に複数の森林総合監理士を配置するなど集団的な指導体制を確保するとともに、在任期間の長期化を検討する」とされている。これは、准フォレスター研修の初期より、地域への長期的指導と異動実態との背反が議論されてきた結果とも考えられる。

平成 26 年度に開催された林業普及指導職員ブロックシンポジウムのうち、近畿および中国四国ブロックにおいて「森林総合監理士資格を有する者の処遇」が議論された。該当者がまだ少数に留まる県も多かった状態であり、配置状況や処遇について林業普及指導員のを継続し、今後に向けて検討中というケースが大半を占めた。

また、市町村森林整備計画の作成において学識経験者の意見聴取が義務づけられており、森林総合監理士が学識経験者として位置づけられている。このほか、同計画の作成・達成のために市町村が協力を求められる者として、森林管理局長に加えて、都道府県知事が追加された（長官通知により、森林総合監理士による協力の積極的活用を規定）。

(資料：平成 26 年度近畿、中国四国ブロック 林業普及指導職員ブロックシンポジウム資料)

### (2) 国有林フォレスター等による民有林支援活動

民有林と国有林が連携して森林整備を行う構想は以前よりあったものの、取組事例は多いとは言えない状況であったが、准フォレスター研修という人的交流の場を契機に、「民国連携」を合言葉にした森林施業団地の設定が各地で実施されることとなった。

特に、平成 23 年度の准フォレスター研修では、一部のカリキュラムに森林施業プランナー

も任意で参加しており、「森林整備企画演習」では国有林も含めた構想にすることは路網の線形や土場の配置に関してメリットが大きいという意見が現地で出された。

宮崎県では、平成 23 年度に森林管理署の准フォレスターが県のフォレスター、森林組合へ呼びかけたことにより連絡協議会が設置され、協同施業団地に取り組むこととされた。平成 28 年 12 月時点で、九州森林管理局では管内 26 箇所で森林整備推進協定を締結している。

岐阜県内の 3 森林管理署では、5 協定（15,243ha）の森林整備協定に基づく 5 つの森林施業協同団地を設定するとともに、情報共有に向けた取組を実施している。高まる需要に対応するため、林業事業体の現状分析を実施し、生産能力向上のための指導を行っている。加えて、県・国・森林総合研究所・公社などの公的機関が連携し、それぞれの森林整備・素材生産の年間事業予定量（発注）を公表する取組を開始した。これによって、年度毎の事業の適性実施を図ることとしている。

研修を重ねることで人的交流が拡大した結果、研修のブロックを単位として、北海道、中部、四国、九州で連絡協議会が設置され、各森林管理局が事務局となって運営されている（構成メンバーは主に県普及担当局技術普及課）。

このほか、7 道県で協議会が設置され、定期的な活動が行われている。森林総合監理士の資格の有無は問わず、市町村や民間など広く関係者をメンバーとし、活動報告や意見交換を通じて連携促進を図ることを目的としたケースが主である。

（資料：全国林業普及指導職員協議会「平成 27 年度全国林業普及指導職員活動事例集」、「平成 28 年度全国林業普及指導職員活動事例集」）

エリア	名 称	設 立	人 数	構 成メンバ－	摘 要
都道府県単位	フォレスター活動民国連携調整会議	H28.4	9名	北海道森林管理局＋北海道	市町村等への技術的支援等の実施のための情報共有と連絡調整
	オホーツクフォレスターズコミュニケーション※1	H28.8	9名	オホーツク総合振興局管内の道、国有林、市町村の森林総合監理士有資格者	管内の林業課題の解消に向けた活動、情報共有と連携促進
	秋田県フォレスター協議会	H25.7	13名	県普及担当＋国有林(秋田県担当)技術普及課等	協議会とは別に、3つの流域単位でフォレスターチームが研修活動
	岐阜県フォレスター協会	H28.10	33名	県(25)＋国有林(岐阜県担当・3)＋民間(3)＋市町村(県出向者・2)	H28年度は年4回程度の研修を実施
	奈良県森林総合監理士会※1	H28.8	8名	県及び国有林(奈良県担当)。森林総合監理士有資格者のうち有志	研修会の開催や、講師の派遣(緑の雇用、就業支援) <a href="http://naraforesters.blog.jp">http://naraforesters.blog.jp</a>
	福岡県フォレスター等連絡協議会	H27.3	46名	県(有資格者に限らない)＋国有林(福岡県担当・2)。	H28年度は年間8回程度活動
	大分県フォレスター等活動推進連絡協議会	H26.12	39名	県(35)＋国有林(大分県担当・4)	学習会や意見交換など。九州協議会へのメンバー派遣
	鹿児島県フォレスター等活動推進連絡協議会	H25.10	67名	県(51)＋市町村(4)＋国有林(鹿児島県担当・12)。	活動報告や意見交換の会合を年2回。プランナーも合同
地域単位	中部ブロック森林総合監理士等連携会議※2	H25～	—	中部ブロックの研修修了者、中部森林管理局森林技術指導官。福井県、石川県、三重県、滋賀県からの参加あり。	協議会ではなく年1回のフォローアップ研修会として位置付け
	四国フォレスター等連絡会	H27.8	—	四国4県と四国森林管理局	情報共有が主体(メールングリスト)
	九州フォレスター等連絡協議会	H26.8	401名	九州8県(341)と九州森林管理局(60)。	年1回、フォレスター活動のフォローアップセミナー開催。民国連携研修等開催

※1 森林総合監理士資格者のみで構成

※2 協議会という組織ではなくフォローアップ研修会の位置付け

図表 I - 1 2 森林総合監理士の連絡協議会等の設立状況（平成 29 年 3 月 1 日現在）

（資料：「現代林業 2017 年 4 月号」）